

指名競争入札における業者の選定方法について

平成28年6月1日

土木部建設企画課

1. 選定方法

発注工事毎に評価対象業者を抽出し、以下の項目で評価を行う。
そのうち②～⑩の項目を数値化し、原則として合計点数の高い業者から選定を行う。

- ①要件の確認
- ②完成工事高の評価
- ③地域特性
- ④当年度の受注高
- ⑤工事成績
- ⑥施工実績
- ⑦手持技術者の状況
- ⑧入札参加回数
- ⑨専門工事業
- ⑩その他考慮すべき事項

(参考)

- 「長崎県建設工事の指名基準」
- 「長崎県工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領」
- 「長崎県建設工事暴力団対策要綱」

2. 評価対象業者の抽出

- (1) 以下の条件で入札参加資格者名簿（格付表）から抽出を行う。
- ①発注工事を施工できる建設業の許可とランクを有すること。
 - ②発注工事の設計金額が60,000千円以上の場合は特定建設業であること。
 - ③発注工事の設計金額に対し一定割合の当該業種年間平均完成工事高があること。

業種		所要割合
土木一式工事	格付 A	2倍以上
	格付 BCD	1倍以上
法面工事	地すべり	1倍以上
	吹付	1倍以上
造園工事		1倍以上
舗装工事		1倍以上
電気工事		1倍以上
港湾・漁港工事		2倍以上

- ④現場専任技術者が配置可能であること。

【発注工事の設計金額が35,000千円以上の場合】

1, 2級技術職員数 > 専任手持工事数 + 営業所専任技術者数

【発注工事の設計金額が35,000千円未満の場合】

1, 2級技術職員数 + その他技術職員数 > 専任手持工事数 + 営業所専任技術者数
(それぞれ全業種の重複カウントされない実数で確認する。)

⑤その他

・系列会社

1 つの案件について、系列会社が同時に選定された場合は、上位の系列会社を選定し下位の系列会社を排除する。次順位の非系列会社を繰り上げる。

3. 評価方法

(1)「①要件の確認」

以下に該当する業者は指名を行わない。

ア)「長崎県建設工事の指名基準」の「1 不誠実な行為の有無」に該当する場合。

イ)「長崎県建設工事の指名基準」の「2 経営状況」に該当する場合。

ウ)「長崎県建設工事の指名基準」の「3 電子登録」を適正に行わない場合。

エ)「長崎県建設工事の指名基準」の「4 工事成績」に該当する場合。

・当該業種工事成績評定点の平均が過去2年間連続して65点未満である。

・工事成績評定点が65点未満の通知を受けて一定期間内である。

(2)「②完成工事高の評価」

(当該業種の年間平均完成工事高÷発注工事の設計金額) の値が大きいものを高く評価する。

(3)「③地域特性」

営業所の集中度などの状況により、各発注機関別・業種別に、A表（距離制）とB表（市町村制）の選択と評価基準を設定する。

①A表（距離制）は、工事箇所と営業所所在地との距離で評価し、一定の距離単位で近いものを高く評価する。

②B表（市町制）は、工事箇所と営業所所在地が、同じ市町または同じ管内を高く評価する。

(4)「④当年度の受注高」

(当該業種当該年度受注額÷当該業種年間平均完成工事高) の値が小さいものを高く評価する。

(5)「⑤工事成績」

①県発注工事の過去2年間の当該業種の平均工事成績評定点と、過去2年間の知事表彰等加算点の合計が大きいものを高く評価する。

②表彰加点は以下のとおりとする。

・3点を当該業種のみに加点：優秀工事知事表彰

・2点を当該業種のみに加点：地方機関長表彰（優秀工事、優秀技術者）

・2点を全業種に加点：厚生労働大臣表彰（労働安全）、長崎労働局長表彰

・複数ある場合は、点数の大きい方一つを加点する。

・対象期間は、過去2年間とする。（平均工事成績評定点は、前々々年度10月1日～前年度9月30日。知事表彰は、前々年度4月1日～前年度3月31日）

(6)「⑥施工実績」

過去の同種工事実績が多いものを高く評価する。

(7) 「⑦手持技術者の状況」

当該業種の手持技術職員数が多いものを高く評価する。

$$\text{手持技術職員数} = \text{技術職員数} - \text{専任手持工事数}$$

(8) 「⑧入札参加回数」

入札参加数値が大きいものを高く評価する。

$$\text{入札参加数値} = \text{技術職員数値} \div \text{当該年度入札参加回数}$$

$$\text{技術職員数値} = 1\text{級技術者数} \times 5 + 2\text{級技術者数} \times 2 + \text{その他技術者数} \times 1$$

入札参加回数は、指名競争入札と一般競争入札等の合計を県の発注情報で確認する。

指名停止等を受けた業者は、当該年度の指名停止期間に相当する回数を加算する。

(9) 「⑨専門工事業」

専門工事業（舗装、法面、造園、港湾漁港）については、当該業種を専門としているものを高く評価する。

(10) 「⑩その他考慮すべき事項」

①施工特性等

- 当該地域における施工特性等について、精通したものを高く評価する。

②社会貢献活動

- 発注機関毎に地域社会への貢献活動（災害支援協定締結・活動、広域支援協定締結・活動、美化活動等）と評価基準を設定し評価を行う。

(11) 「⑪総合評価」

①各評価項目の評価結果の合計

$$\text{評価点数} = A\text{の数} \times 3\text{点} + B\text{の数} \times 2\text{点} + C\text{の数} \times 1\text{点}$$

②一次審査

- ①の高い順に順位付けを行う。

(12) 「⑫総合評価」

- 同順位の判定（工事成績、入札参加回数、施工実績、地域特性の順に再評価）を行い順位を決定する。

- 上位業者から規定指名数を選定する。

4. その他

土木一式工事における指名競争入札選定調書（A表）の例を以下に示す。

A表 土木一式工事指名競争入札選定調書

土木一式工事競争指名札選定記

工事場所位置
X座標： -20

作成年月日:平成28年03月19日